

税金 Q & A

三輪厚二税理士事務所(大阪・大阪市)の協力により、
税務FAXニュース「リーダスクラブ」より掲載。
資料請求・お問合わせ先 TEL 06(6209)8393
<http://www.zeirishi-miwa.co.jp/>

Q 社債類似株式の評価方法が明らかにされた
ようですが、どのように計算するのです
か？

A 利付公社債の評価に準じて評価し
ます。

社債類似株式とは、①配当優先(累積的かつ非参加的優先配当)、②残余財産の分配は発行価額を限度、③一定期日において、発行会社が株式の全部を発行価額で償還、④議決権を有しない、⑤ほかの株式を対価とする取得請求権を有しないという要件を満たす株式をいいますが、この社債類似株式の評価は、その経済的実質が社債に類似していること認められることから、利付公社債の評価(3)に準じて発行価額によって評価することとされました。ただし、株式であることから、既経過利息に相当する配当金の加算はしなく、よいこととされています。なお、社債類似株式を発行

している会社の社債類似株式以外の株式の評価については、社債類似株式を社債であるものとして計算することとされましたので、類似業種比準方式であれば、次のような点に注意して評価することになります。

①1株当たりの資本金などの額の算定には、社債類似株式にかかる資本金などの額および株式数はないものとして計算する、②社債類似株式にかかる配当金はないものとする、③社債類似株式にかかる配当金を費用として利益金額から控除する、④社債類似株式の発行価額は負債として簿価純資産価額から控除する。

Q 当社は、先日、同業者と共同接待をしましたが、その総額の通知が同業者からありません。この場合にはどうなりますか？

A おおむね5千円程度に止まると想定される場合は、損金算入が認められます。

交際費などは、2社以上の法人が共同して接待、供応、慰安、贈答のほかこれらに類する行為をした場合や同業者の団体等が接待、供応、慰安、贈答のほかこれらに類する行為をしてその費用を分担した場合においても支出があったものとされることになっていきます。ところで、1人当たり5千円以下の飲食費は、交際費課税の対象から除かれること

なっていますが、この場合の1人当たりの飲食費はその飲食などのために要する費用の総額を参加した人数で割った金額とされています。したがって、共同接待や同業者団体などが接待などを行った場合においても、これらの法人の分担または負担した金額が1人当たり5千円以下であれば損金の額に算入することができます。ただし、こうした共同して



Q 役員退職金の損金算入時期の取扱いが見直されたとか。どのようになったのですか？

A 退職給与が確定した事業年度では
損金経理が不要ですが、支払った
事業年度に計上する場合は損金経
理が必要となりました。

役員退職金は、不相当に高額な部分を除き損金の額に算入されますが、損金算入時期については、支給が確定した事業年度に損金経理をすることが要件となりました。したがって、次の場合には損金算入することが認められていません。

①退職給与の額が確定する前の事業年度において取締役会などで内定した金額を損金経



属する事業年度を原則とし、実際に退職給与を支払った日の事業年度で損金経理した場合は、その事業年度でも認めるとい取扱いに改められました。つまり、退職給与を支払った日の属する事業年度においては未払経理や仮払経理が認められず、この場合には損金経理が必要になるといこと

Q 役員給与は定期同額給与であれば損金算入
できるそうですが、どのようなものが定期
同額給与となるのですか？

A 次のようなものが該当します。

定期同額給与に該当するものには、次のようなものがあります。

- ①支給時期が1カ月以下である「一定期間ごと」かつ、支給期間が「同額」である給与
- ②会計期間開始後3カ月以内にした改定給与
- ③経営状況の著しい悪化にともない行う改定給与
- ④分掌変更によるやむを得ない減額改定給与
- ⑤不祥事にともなう一定期間の減額給与
- ⑥合併にともなう増額改定給与

⑦分割にともなう減額改定給与
⑧役員などを被保険者および保険金受取人とする生命保険契約の保険料相当額で経常的に負担するもの
⑨役員に対する金銭の貸付利息で通常取得すべき利息の額がある場合の差額相当額
⑩役員に対する金銭の貸付利息で通常取得すべき利息の額と、その差額がある場合の差額相当額
⑪毎月定額で支給される渡切交際費
⑫経済的利益で利益の額が毎月おおむね一定であるもの(⑧から⑪を除く)